

# 令和8年度墨田区会計年度任用職員採用選考案内

令和8年1月23日  
墨 田 区

この採用選考は、墨田区の会計年度任用職員採用予定者を決定するために実施します。

## 1. 募集概要等

職種	事務
職務内容	地域活動、地域力育成及び施設管理に係る支援業務 (窓口及び電話応対、資料作成、書類審査、支出、集計及び会議の運営等に関する事務等)
資格・経験	窓口・電話での対応、相談業務等に積極的に対応できる方 パソコン操作(ワード、エクセル等による文書作成、集計等)ができる方
採用予定時期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 同一の職が設置され、勤務成績が良好な場合、再度の任用を行う場合があります。
採用予定人員	1名
勤務予定先	墨田区 地域力支援部 地域活動推進課(墨田区役所 14階)

## 2. 受験資格

- (1) 国籍、年齢は問わない
- (2) 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方に該当しない方

(注) 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

## 3. 選考方法・日程等

内容	書類選考 ※ 必要に応じて面接を行う場合があります。 面接日は2月17日(火)の午前中を予定しています(予定日は変更となる場合があります)。
結果通知	合格者のみに連絡

#### 4 申込手続等

オンライン、郵送、直接持参のいずれかによりお申込みください。

申込方法	<p>■オンラインの場合 ①以下の申込 URL ヘアクセスしてください。 (墨田区電子申請サービス (LoGo フォーム) の墨田区会計年度任用職員採用選考申込ページ) <a href="https://logoform.jp/f/to75H">https://logoform.jp/f/to75H</a></p>  <p>②画面の指示に従って必要項目を正しく入力し、申請してください。</p> <p>■郵送または直接持参の場合 採用選考受験申込書を、申込先へ郵送または持参してください。</p>
申込期間	令和8年2月10日（火）（必着）
申込先	墨田区地域活動推進課（区役所14階） 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 TEL03（5608）6201（直通）

#### 5 報酬等（令和8年4月予定：給与改定で変更になる場合があります。）

報酬	【参考】週30時間勤務した場合 月額 約227,000円（地域手当相当の報酬含む。）
手当に相当する報酬等	期末手当・勤勉手当等 ※期末手当・勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。 ※その他、通勤手当に相当する費用弁償あり
勤務時間	月曜日から金曜日（8時30分～17時15分）までのうち、週30時間以内
休暇等	年次有給休暇が付与されます（勤務条件により、付与日数が異なります。）。 そのほか、慶弔休暇等があります。
社会保険の適用	地方公務員等共済組合法等に基づき、対象となる場合は、加入することとなります。 加入要件：週20時間以上かつ雇用期間が2ヶ月を超える。（学生を除く）
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所がある場合があります。)

## 6 採用選考受験申込書記入上の注意

- (1) 黒のボールペン（ゲルインキのボールペン不可）で記入してください（エクセルの申込書の場合、直接入力可）。
- (2) 現住所及び郵送先  
マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。
- (3) 学歴欄  
最終学歴（現在）及びその前まで記入してください。
- (4) 職歴欄  
正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。
- (5) 資格・免許欄  
保有している資格・免許を記入してください。
- (6) 志望動機欄  
志望された動機を必ず記入してください。（別掲の原稿用紙をお使いください。）
- (7) 郵送により申込みをする場合  
封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

### 《 参考 》

#### 地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。